

第四十回

参議院建設委員会会議録

第二十六号

(三七三)

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)
午後一時三十八分開会

建設委員長代理 倉成 正君
発議者 相川 勝六君
国務大臣
建設大臣
国務大臣
政府委員
建設省都市局長 前田 光嘉君
開発局長 玉置 康雄君
事務局側 曽田 忠君
常任委員会専門員 武井 篤君
説明員
建設企画庁総合開発局参考官

委員の異動
四月二十四日委員小山邦太郎君、小沢久太郎君及び田上松鶴君辞任につき、その補欠として井野碩哉君、塙見俊二君及び松浦清一君を議長において指名した。
四月二十五日委員井野碩哉君、塙見俊二君、龜田得治君及び松浦清一君辞任につき、その欠補として小山邦太郎君、小沢久太郎君、田中一君及び田上松鶴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	大河原一次君
理事	田中 清一君
田中 徳水	正利君
村上 春藏君	
木下 友敬君	
委員	稻浦 鹿藏君
太田 正孝君	
三木 與吉郎君	
米田 正文君	
内村 清次君	
田中 一君	
田上 松鶴君	
小平 芳平君	
村上 義一君	

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆議院提出)
○国土調査促進特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆議院提出)と、市町村長は、都市計画区域において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の樹木または樹木の集団を、保存樹または保存樹林として指定することができます。まず提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(二階堂進君) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案の提案理由を説明いたしました。二階堂衆議院建設委員長、ただいま提案になりました都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案を議題といった

第三に、所有者は、保存樹または保
存樹林について、枯損の防止その他そ
の保存に努めなければならないことと
して、また、何人も、保存樹または保存
樹林が大切に保存されるように協力し
なければならないことといたしております。
第四に、市町村長は、所有者に対
し、保存樹または保存樹林の保存に関
する法律案に付した案件

本日の会議に付した案件

○都市の美観風致を維持するための樹
木の保存に関する法律案(衆議院提
出)

○国土調査促進特別措置法案(衆議院
提出)

○内村清次君 今説明者の御説明を聞
きまして、大体国及び地方公共団体と
いうものは、こうやった保存樹林の保
存をするのだ、そういう観念は十分徹
底しておるんだ、というその前提のも
とにあられるわけですね。

○衆議院議員(倉成正君) 元来この法
律が、規制の罰則も特別ございません
が、規制の法律になりますし、非常にゆるやかな規制の法律になつておりますので、国、地方公共団
体のいろんなこういう行政面につきま
しては、いろいろな監督の機関もござ
いますし、そういう当然保存措置を講
ずると、こういうように理解してあ
えて除いておるわけでございます。

○内村清次君 そうやつたまるやかな
規制の法律であることは、これは全体
を見ましてそういうふうに感じます
が、第三条の二項に特別の理由がある

かどうか、こういう点につきまして御
説明願いたいと思います。

○衆議院議員(倉成正君) まことにご
りとども御質問でございますが、國
または地方公共団体が所有または管理
している樹木というものにつきまして
は、当然国または地方公共団体がこれ
を十分愛護して育てていくという前提
のもとに立つておるわけでございま
す。

第五に、建設大臣または都道府県知
事は、市町村長に対し、保存樹または
保存樹林に関する報告等を求め、また
はその保存に関し必要な勧告等をする
ことができるなどいたしております。

第六に、市町村長は、保存樹または
保存樹林について、質疑を行ないます。
○内村清次君 第二条に、(保存樹等
の指定について)国、地方公共団体の
管轄にかかるものを指定の対象から除
かれています。御質疑の方は、順次御
発言願います。

○内村清次君 第二条に、(保存樹等
の指定について)国、地方公共団体の
管轄にかかるものを指定の対象から除
かれています。御質疑の方は、順次御
発言願います。

外しております。これはどうい
う理由からしたものですか。國や地方公共
団体の樹木保存の觀念というものが、
除外によって薄らいでくるのではない
か。民間にだけ拘束するということはな
い

す。ですから一応の基準は設けますけれども、樹木の集団については百尋ぐらいい以上の集団、それから特に必要な場合には市町村長がそれを指定することができる、こういうことで全体を指定するようにしているわけでございま

○田上松栄君 もう一つ教えていただきた
いんですが、この場合樹木の保存で
いうことになっているわけなんですが、
が、普通木でなくて草だという場合が
あるわけですね、木以外のもの、ある
いはカズラですか、こういうもの等が
考えられるのですが、そういうものは
この中には該当しないのかどうか。

な、はつていく樹木がござりますね、こういうものは含めたい、こういう考え方でござります。

○田上松衛君 次にもう一点お伺いしておきたいのですが、さっき内村委員のほうから触れられた問題ですけれども、所有者はこれが保存について、たゞ罰則ではないといいましても相当義務を負わされている、この点が出てくるわけですが、そこで一回にはまたこの義務を果たさせるためのことですが、前文の中にも積極的にこの保存の措置をしなければならぬ、そういう必要があると説明され、そうしてあとにもつてきて「市町村長は、所有者に 対し、保存樹又は保存樹林の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。」そこでこの所有者が受けて立つ義務、保存義務

るのこの援助というものが、ここでもぴたり結びつかないこれは意味をなさぬはずだ。さつき内村委員の質疑に対してもお答えになつたことは、将来は財政的な援助まですることになるだろうが、というような意味の御答弁だつたと受け取つてゐるわけでありますが、それは将来の問題ではなくして、それほどに強く所有者に義務づけをするとするならば、何かこれにやはり援助を与えるといふことが直ちにもう必要ないのか、こう考えられるわけなんです。

なお、この場合について申し上げますけれども、今の第九条と第十条の関係は、市町村が助言または援助をするといい、十条においては建設大臣が市町村長に対して、こうこうこういう場合の報告あるいは資料の提出を求め、または保存樹木もしくは保存樹林の指定その他その保存に関し必要な勧告をする、助言もしくは技術的援助をすると、これもやはりこういう場合の、今申し上げたような精神をこの点でひとつ具体化していくとする考え方にして立っているのだろうと、こう推察するわけであります。にもかかわらず、繰り返して申し上げますが、ただ技術的な援助でなくして、必要な財政上の援助をすることが一番望ましいのじやないかと、こう思うのですが、これを大した問題でもない、予算を狂わしてしまふようなことでもないと考えるに、どうしてこれに全然この予算をつけられないかということですね。ちょっとと納得できないのですが、この点をもう少し詳しく御説明していただきたい。

もつともな御質問でござりますが、実を申しますと、この樹木の第二条第一項に該当する基準をどこに置くか、ただいま地主一・五メートルの高さにおいて幹の周囲が一メートル以上、そのほか特別な市町村長が認めたものとかいろいろ一応の政令の基準を申し上げましたけれども、この政令の定め方その他によりまして、どの程度こういう樹木やまた樹木の集団が全国にあるかというごとについては、ある程度の調査があるわけでございますが、やはりこまかい資料というのが実のところなのでございます。したがつて、これに財政的な援助ということになると、これを具体的にどうするかということがなかなかむずかしい理由が一つござります。それから財政的な援助の場合には、たとえば非常にりっぱな樹木あるいはその集団が病氣にかかって枯れかかるとか、そうすると付近に蔓延するという場合には薬剤等をこれに配布いたしまして、そういうことをするという物的な援助、そういうことは入つておるわけでございまして、現在の市町村長その他が熱心であれば、十分その財政の範囲でやることができるということになっておるわけでございます。ただ国として大きな予算をとって、もう少しかゆいところに手が届くようになるためには、やはり将来の問題として、もう少し実態を明らかにした上で、またどういう援助を具体的にやつたらいいかということを検討しながら、予算等きめていかなければならぬと思つておるわけでございます。

こでまあこの法案に對しては反対する向きはないはずだ、どうせ制定されるであろうという見通しの上に立つて、この機会に要望申し上げておきたいと思うのです。

一本の木にいたしましてあるいは集団にいたしましても、外部から見なが美觀風致上これはぜひ保存しなければならぬと見ても、實際の所有者になつて見れば、それよりか今日の地価暴騰の上に立つて、あるいは家を建てたいとかあるときに、あるいは別に何か野菜でも作りたい、果樹でも作りたいという場合に、その一本の木あるいは数本の木によって広い面積の土地が費やされてしまふという場合が、現実の問題としてあると考える。その場合にただその木を保存するためにいろいろな薬剤等を持ってくるとか、あるいはこの手入れ等について財政的な援助をするとかいう以外に、これから受けるところの土地の上の損害に対する補償というものが、やはり所有者に向かつてなさるべきだと思う。これらについて補償という気持の上から、そういう点等が援助だというよりか、一方に義務つけるのですから、補償という気持を加えたこれらの点を将来考慮してほしい。特にこのことを申し上げておきたいと思うわけであります、要望として。

○田上松衛君 まあ要望だけのことですから、重ねて要望申し上げておきます。確かにまだこの必要性からきて、とりあえずこうやっていこうと、わざ下地作りみたいなものですから、今申し上げたような点は、将来の検討すべき必要な宿題として、十分ひとつ頭の中に入れておいていただきたい、ということを重ねてお願ひ申し上げておきます。

○木下友敬君 この法案を見ますと、どこでしたかね、要綱でしたか何かに、ある一定の大きさ以上の樹木をまきは樹木の集団についてと書いてあります。したから、あまり小さいものでなくして、それが見てもこれは、というよくなじみの、ということになるのでしょうかが、現在われわれがここで目につくようなものについて、これに該当するよううなものを何か例があげられますか、あわただとか、これだとか……。

○衆議院議員（倉成正君） 例といら
と……。

○木下友敬君 質問があつたかもわからりませんけれども、なんでしょう、街路樹にはりっぱなものがあつても街路樹は都のものであつて、これには該当しないことですし、それからまたもう天然記念物になつているようなものもこれには該当しない。そうするとわれの頭に入つてくるのは、東大などのイチヨウだということはもう国ものでしようし、そうするとどんなものか実際に考えておられるか、今までに当たるところで。

さうこそひしの白路尚が ブルレはは もくまたか いつ討いまでう面

イチヨウの木なんかは、御指摘のとおり国有のものになると思しますけれども、しかしいろいろな料亭等でかなり大きな、まあ椿山荘あたりを例にあげてもいいでしょうか、基準は先ほどちょっと御答弁申し上げましたけれども、地上一・五メートルの高さで幹の周囲が一メートル、これは別に厳格なものではございませんけれども、大体五十年百年たつたものという考え方であります。

なんかはまことにそうであつて、そんなことであつたらすぐ仕事をしたかといふとそうではない、一週間や十日ほどとんどほつたらかした状態であった。あれこそ何か規定すればよかつたと思うのですが、そういうことには御配慮をいただくというわけにはこれではいきませんね。

それから先ほどの御答弁、ちょっと私誤解しておりまして少し不十分だったと思いますが、この機会に申し上げておきます。名木、古木、これは文化財保護法に指定されているもの以外でも、これはいい木だなというものは、市町村長が特に必要と認めればこれを指定することができるようになつてお

○木下友敬君　これはもう私はもちろんけつこうなことだと思うのです。ただもう少し私はこれを広げてもよかつたのじやないかと思います。この間千鳥淵の道路のことで、桜が咲くというのに一週間も待たないで切つてしまいましたね。これは非常に心ないことです。鳥淵の道路のこと、桜が咲くというこれには該当しないでしよう。それから議長公邸の前の桜も道路のことで切り取ってしまわれて、一週間立てばやりっぱな桜が咲いて、その下で人が楽しみができるこういうことです。これこそいわゆる名木以外の何か、そういうことにしないと——ただそこの人たちの良俗とか美風とかというだけでなく、そういうことができぬ。これこそいわゆる名木以外の何か、そういうことにしないと——ただかつたのかと思うのですがね。千鳥淵

の年数を経た樹木については、すぐ作るということはできないわけでありま
すから、何とかひとつ国の、民族の宝
として保存していきたい、こういう精
神をこめておるわけでありますから、
ただそれを広く法律的に技術的に広げ
ていくとなると非常にむずかしいいろ
いろな問題とぶつかって参りまするか
ら、一応この程度監督し、あるいは指
導、援助をし得るという範囲でこうい
う法律に作ったわけでございます。

O木下友敬君 それでまあいいわけで
すけれども、どうも目の前に見たああ
いうような事実が、むしろ私どもの目
には一番びんとくるわけでありまし
て、何とかああいうものもどこかへ責
任を持たず。あるいは都のものである
ならば都の者にそれについての責任を
持たず。これは樹齢が百年以上とかあ

なんかはまことにそうであつて。そんなことであつたらすぐ仕事をしたかと
いうことではない、一週間や十日ほ
んどほつたらかした状態であった。
あれこそ何か規定すればよかつたと思
うのですが、そういうことには御配慮
をいただくというわけにはこれではい
きませんね。

○衆議院議員（倉成正君）　ただいまの
千鳥淵の桜、英國大使館の前の桜、ま
ことに私ども毎日通つておりますて残
念なことだと思っております。御指摘
のとおりの気持であります。そこでこ
の法律の対象ということになります
と、ああいうものについては一応対象
にならないということになっておりま
すが、この法律案をそもそも立案しま
した趣旨は、やはりそいつた法律で
嚴格に対象になるとならざるとか、
かわらず、ひとつ国土のすべての相当
るいは直径が幾らとかいうことをき
ても、一本ではそうだけれども、もつ
違う見方をすれば樹齢十年のもので
十本あれば百年という計算もできな
ことではない。直径が一寸のもので
十本あればこれは一尺だといふ見方、
あるし、小さくてもたくさんあれば
十本あればこれで違つてくる
のですから、何かどうですかね、そ
いうことも——これは惜しいことを
ました、附帯決議でもしてそういう
とをすればよかつたと思うのですけ
ども。

○衆議院議員（倉成正君）　今のお話
中で、小さい木でも集まってみると、
というようなお話しがございまして
が、この政令では、先ほども御説明な
しましたけれども、○、○三へクタ
ル、百坪程度の集まったものはこれで

○木下友敬君 続くわけですけれども、それで何とか、ああいうような事を実が私は一一番残念に思うのですから、この法案はそういうことにも一つの刺激を与えると思いしますから、非常な気がけつこうな案だと思うのです。委員長の手でひとつ今の、地方公共団体などでもああいう街路樹とか何とかいうものについても、もつと責任を持たして保存するようなふうに考えるようにな局にも話して下さい。蛇足を申しましてどうも済みません。

○田中一君 これは提案者には伺いたいせん。政府に聞きましたよ、都市局長から。あなた一体かかる法律が出来るのを希望していますか、都市計画法による範疇に入るのですがね。私はこれらいう法律が陸續出てくることは、そ

それからもう一つの問題は私有財産に対するところの大いな制約が加わるわけです。特別な理由云々で解除されることもあるかもしれませんけれども、やはり私有財産に対する侵害にならうとするのです。ねらっているねらい方に對しては反対しません。しかし手段としてははなはだどうもおもしろくない、國民の教養というか集団生活に對する公徳心というものがいるならば、かかる立法をする必要は何もない。ことに市街地あるいは住宅地というものは、これは野つ原で草も生えないところは市街地じゃない、私ども常に言つてゐるようすに小川あり沼あり山あり雑木林があり、ここに初めて都市美というものが生まれてくるのです。だから今まで

に国民の集団生活に対する公徳心とう言葉は妥当かどうかしらぬけれども、その欠陥からかかる立法をせねばならぬということになるのじらない。と思うのです。そういう点が一つ。
もう一つの問題は、御承知のように、第七条にあるところの保存樹等に関する台帳云々と書いてござりますけれども、今日の森林法というか国有財産の中では、立木はなるほど確かに帳を作つて国有財産になつておりなす。しかし、そこにあるところの岩石はどうも國有財産ではないのです。石などもこれはもうよだれを流している。ことにあなたのほうの、あなたといふか、今の政府の總理大臣の池田さんは石にはもうよだれを流している。しかし石は國有財産じやないです。なるほど国有林の中の立木は全部國有財産になつております。土地はなつて

の宅地政策等を見ても、そんなものはどんどん切つてしまつて平面なものにして宅地を造成するという行き方をしている。

四つばかり問題点を出しましてかけども、都市局長はどう考えていいですか、こういう立法は恥です、国民に対するところの侮辱ですよ、よい政令と信頼する政治があるならば、こういう立法はいらない、その点どうですか。

○政府委員(前田光嘉君) この法律がねらつておりますところの都市における健全な環境の維持向上ということは、都市計画行政としまして最も適切なものと考えております。国民に公徳心があればこの法律がいらないではいかといふ御趣旨に拝聴いたしましたが、この個人の私有物である樹木を公徳心だけで適当な機関あるいは適当な

う観点からお話をさいましたが、ある程度私有財産の制約にはなっておりますけれども、都市生活をいたしております場合には、やはり都市計画の見地から、たとえば建築基準法におきましてあるいは都市計画法におきまして、ある程度の義務を伴つていただき、社会的には是認しえべき範囲においては私有財産の制限ということもあり得ますので、その程度の制限でございまするならば許されかかるべきじやないかと考えております。

なお住宅あるいは道路その他の最近の建設に伴いまして、貴重な樹木なりその他の自然風物がこわされることは非常に遺憾でございまして、先ほども千鳥淵公園その他について御指摘がございましたが、われわれ監督者とい

たしましても厳にこれを戒めて行きまして、たまたまあの際はちょうど年度の変更のときでございまして、予算の執行上あるいは工程の関係上切つたよ

うに聞いておりますけれども、せつかん自然のものでありますので、できるだけそれを保存し国民の、市民の健康

なりあるいは風致の保存のために、關係者、公園管理者あるいは道路管理

者その他公共団体、建設省のわれわれといたしまして、十分の指導をいたし

たいと考えております。

○田中一君 あなたの言っていることは全部この程度、この程度——どうい

う程度であるうと私権の侵害には違ひない無形文化財あるいは重文その他

だつていいろいろな形で保護するという名のもとに私権を侵す。当然保護するなら保護すると金銭的あるいは技術的完全に保護すべきである。私ども

戦前には保護検査といふ名において長

い間留置場にぶち込まれた経験をたく

さん持つてある。これは保護検査で

出ている。保護するなら完全に国家予

算において、あるいは地方団体の予算

においてそれを保存すべき予算措置な

り技術的措置なりすべきです。重文に

するならば許されかかるべきじや

いかと考えております。

○委員長(大河原一次君) 速記をとめ

て。「速記中止」

○委員長(大河原一次君) 速記をつけ

て。

○田中一君 これは提案者に聞いても

しようがない。だから前田都市計画局

長に聞きますが、私はこれで、はつき

りと技術的指導、予算づけ、裏づけと

すべきものではないならば、かかる立法は

すべくものではない。単独立法はすべ

きものではない、都市計画法によつて

明らかに改正できる、改正案ができる

はずです。これは都市計画の一つの技

術的方法かしらぬけれども、その含ん

でいるところの内容というものは、こ

ういうものがないものは必要ないのです

よ。問題は良識なんですよ。公共の名

をかりてあまりに私権が侵されてい

る、これは考慮しなければならないで

す。ことに今提案者から芝公園の例な

んか言うけれども、あたりまえのこと

なんですよ、資本主義社会において

は、あれが。あたりまえのことなん

ですよ。それがいけないといふなら資本

主義をおやめなさい、社会主义に移る

んです。だからそういう姿なんですよ。

○政府委員(前田光嘉君) 田中先生御

承知のように、都市計画法は非常に強

力な規定も入つておりますが、他面ま

た、多少いわゆる古い法律でございま

すので、最近の実態に必ずしも沿つ

た、多いわゆる古い法律でございま

すから、よい都市を作るために必要な法

規則は整備すべきだと考えておりま

す。ただ、ただいま御提案のこの樹木

の保存の法案を含めて、あるいは総

合的な法律にするか、あるいは一つの

根拠の中において、たとえば都市計

画法がよければ都市計画法、土地区画整

理法がよければ土地区画整理法、個個

のものを取り出して、特別のものとし

て規定するかという点については、相

当検討する余地があると思っておりま

す。都市計画法、それに関連する法律

についても、今後とも十分検討を重ね

たいと思っております。

○田中一君 どうも局長は事務官だか

らうまい答弁するよ。

そこで、もう御承知のように共同提

案であるから、最後の締めくくりの質

問だけしてけつこうです。しかし、私

としては、かかる単独立法というもの

が陸續出た場合には、大のくその処理

まで法律にしなければならぬというこ

となると、これは非常に困った問題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

です。現在、犬のくそという言葉がどうか、汚物ですね、あれは勝手にやつてあるからこれはどうにもならないです。愛犬家の公徳心に頼むより仕方がないです。人類の立ち小便だけはいろいろ良識を持つている人たちが多いから、躊躇はない限りは守っていると思います。犬はそうはいかぬ、ネコはちゃんと砂をかけますけれども犬はかけない、これは相当考えなければならぬ、これはいけない、これは重大な問題ですよ、お菓子屋さんの店先にこんなもりしたものを置いていかれたら困りますよ、犬も法律を作らなければならぬということになると、これは都市計画法ではいかぬと思うのです。汚物処理法でもなければどうにもならぬ、そのように、もしかりにわれわれの社会生活の中に、これもしてほしい、あれもしてほしいということになって、ことごとく法律で処理しなければならないということは、これは社会の悪い環境、そういうものにしてはならないのだといふことが、国民の、ことに子供たちの一人一人の心に畳み込まれているようなもののがほしいわけです。すべてこの法律は、最近の傾向として、さっき前段に言ったように育成・助成するような法律がなくして、常に制限するような法律が多いのです。これは私はたくさん自分の関係する法律も知っていますが、制限する、罰するというようなものが多いのです。この傾向と、いうものは戒めなければならぬと思うのです。したがって、提案者一体犬のふんの問題なんですが、これは非常にたいへんな問題なんですよ、こ

れは社会面にもどうに取り上げている問題です。私も愛犬家ですが、ちゃんと入れを持っております。どう考えます、これもやはり法律をお作りになりますか。

○衆議院議員(倉成正君) たいへん貴重な御高説をいろいろお聞かせいただきましたが、やはり先生のおっしゃるのもやはり樹木を愛するという意味においては、提案者の考え方と、大体樹木を愛するという点においては一致しておりますのでないかと思うのであります。

なお、犬のふんのことについて、外國等のいろいろな事例等も聞いておりますけれども、私は実は犬のことをあまりよく存じませんので、ここにお答えするだけの材料を持ち合せておません。

○田中一君 都市局長、あなた先ほども都市美といふことを言っていますね。そこで、たとえば見るにたえぬような建築物を都市に作った場合には、それに対しては何にも制限ありませんね。まあ建築基準法には建築協定という条項がございます。したがって、これまで一定区域内は建築協定によって、かかるもの以外は作ってはならぬといふことはあるかも知れぬが、これはまたある發動したことはないわけです。また一定地区には高さの制限問題もござります。したがって、ここに何階を建てるべきだというきめ方も可能であるけれども、それを發動したことはない、建築基準法上は。これは総括して全部都市美の問題なんです。都市計画の問題なんです。都市計画は技術的に区割すればいいという問題ではないのです。これは最近、あなたのほうの問題ではない、住宅局の問題でしようが、

宅地造成がことごとく小さな面積を高度に利用するために樹木を全部取つ払つておる。樹木を全部取つ払い、湖沼を埋め、用水を埋め、そうしてそこに新しい宅地造成をするという考え方になりますか。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまの田中先生の都市美に関する御意見は全く同感でございまして、われわれ関係者一同そういう方面に向かって法律の運用、あるいは実際の事業の施行につきましても、十分都市を住みよく、しかもきれいにするように努力して参りたいと思います。

○委員長(大河原一次君) 速記をとめて、〔速記中止〕

○委員長(大河原一次君) 速記をつけます。○田中一君 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案が出ておりますが、これは大臣御承知下さいね。議員提案のものだから承知しないですね。議員提案のものだから承知しないということですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実はこの議員立法の提案がございまして、衆議院の建設委員会におきまして審議なさいました際に、われわれもよく拝見をいたしました、御趣旨としてはまことにけつこうな立法であると思いますが、ただ初めての試みでございますから、法律上の樹木所有者もしくは占有者に対する義務は付しておりますが、これをしからば守らない場合にどうなるかというような点については、十分とは言えないよう思いますが、これが対象となることはわかれても、問題は、文化財保護委員会があまりかかる重文とか、あるいは無形文化財とかいうものに対する、一応指定はするけれどもそれに対する技術的指導とか、保存費の裏づけというものが少ないと私は思いますが、それでは、絶対とは言いません。ここでこういう程度のものならば、この程度のための物的な負担といふものは、市長は言つておりますが、この程度でも私権の制限を受けるということになると、なるならば、これに対する技術的保存のための費用がかかる場合もあるならば、これに対する技術的保存のための物的な負担といふものは、相当大きなものになるのです。したがつて、かりに地方公共団体がそう指定したところが自分のものだからかまわないと言つて切つてしまえば、やはり集団社会から非難されるわけなんですよ。ほんとうに村八分的な白い眼をもつて見られるということになるから、どう見てもそれを保全のためにいろいろな費用がかかるわけです。そのための裏づけがないのです。で、地方公共団体がやればいいじゃないかということもあります。

○田中一君 関連して申し上げますが、文化財保護委員会があずかっている数々の保護建造物等、これらも非常に予算が少ないわけです。したがつてこれに関連して建設大臣に閣議でそれらのものも含めて正しい予算措置をす

いつて閣議にそれを報告して下さい。

自分の所管外の問題でありますけれども、植木を保護するならばもう少し保護しなければならぬものもあるはずですか。それはどうお考えになりますか。

○國務大臣(中村梅吉君) 閣議でいきなり発言するといふことが妥当かどうか、私ども現実の取り扱い上事務的に相当詰めてみて、そうして詰まりきれないので、閣議で発言をして開陳間で調整をするということが、取り扱い例としては多いのですから、いきなり発言することの妥当性については私ども若干実は今考慮いたしておるわけでございますが、文化財保護法あるいは保安林等の關係等も関係していくわけだと思いますが、十分われわれ研究しまして法律の精神が生かされるように努めることは私どもの任務でございま

ておりますか。
○國務大臣(中村梅吉君) 私実は詳く、つまびらかにしないのであります。が、たとえ申しますと、荒川の上流の何石と言いましたかね……。

○田中一君 長瀬。

○國務大臣(中村梅吉君) 長瀬上流の何とか石という石の名勝があるのです。あれなどは天然記念物として指定をされて、そしてこれを採取する者は許可を得なければ採取してはならない

ということになり、それから大体日本では終局したものと認め、これより本案について採決を行ないます。

○委員長(大河原一次君)

手続はあるようですが、全般と

おりま

す。

○委員長(大河原一次君)

手続はあるようですが、全般と

おりま

す。

○委員長(大河原一次君)

手續はあるようですが、全般と

というわけでもございまして、結局從来の調査項目のうちの重要項目を特に取り上げよう、新しい項目はない、というふうなわけであります。

これは一応水調査は水資源公団でも引きましたし、そこに水資源の審議会といふものもありますし、それで十分やつてもらつて、それとわれわれのほうとは

らのほうの調査と関連を持ちながら、こっちをやつて行く、総合的にはお説のとおりやるつもりであります。

ができましたことは、私は横づらをたたかれたとは考えておりません。皆さ
の方の熱意ある御協力の表現だと思うのでありますて、われわれも御熱意に

そういうことになる。収穫は同じです、^{調査}する前も調査した後も同じなんですね。ところが税金というのは現金支出ですから、農家というものはそんな現

○内村清次君 そうすると重要項目を
取り上げていって、新しい項目もな
いんだが、しかしこの国土調査法の第三
条のうちの水の調査だけはこれは省く
んだ、こういうことですね、そうする

開発をやっていく、こういうことのほかはないのじゃないかと思うのでござりますね。

御答弁の中に入つてはおりませんけれども、国土総合開発法というのが全国計画として近くでできますね。大体の草案は昨年出た。やがてできますが、この本ぎまりになる予定の国土総合開発法

対して、予算等についても大蔵当局と十分その御趣旨の達成するよう努めたい。従来とも必ずしも努力しなかつたわけでもございませんし、本年度は従来から見れば比較的よけい予算

金を持たないでしょ。しかし当然これにはふえていく。同じ隣接の、特定地区として指定されなかつた土地の人たちより何割の繩延びがあつて、その収穫は同じでも、地租だけは余分になつて

と国土の総合開発という観点から水調査が伴つておらないということになれば、水資源関係でやるんじゃないとかこういうお話をしたが、これは私たちも水資源の今度は公団もできました。促進法とかのあの法律の審議の際にも、一定の地帯だけに対しても政府が計画しておるわけですね、もちろん全般的な水の調査をするというようなことは今のところ考えておらないわけですが

も……。あなた方にまた水資源のほうも全部水の調査もおやりなさいといふことになつてくると、私はこの二十六年にできました国土調査法というものがちよつと何にもならないような感じもする。私は、これが基本であつて、この調査法に基づいて水調査も地籍調査もぜひやるのだ、やるのだけれども、あなたが今度促進法を出されたゆえんのものは、その地籍調査さえも一

との関連は一体どういうようになつて参りますか。

○衆議院議員(相川勝六君) 実は国土総合開発のあれはまだわれわれのほうも承っていないでござります。今経済企画庁で一応デスクの上で考えられているので、近いうちにこのほうの話を聞きまして調整をとるつもりでおります。

○田中一君 経済企画庁長官に伺います。

をつけていただいたわけですがれども、しかし御指摘のよう、今のような状況ではなかなか相当の年数、百年、千年ということになりますかどうかは別としまして、相當な年数がかかるらざるを得ない問題でありまして、そういう点については、皆さん方の御趣旨がわれわれを鞭撻して、そうして十分、何と申しますか、進むように一そら努力して参りたいと、こう思つてお

くるということになると、これは不公平である。だからこれは全部国士調査が終了しなければ税金を取つてはならないのだ、現行の税金でとどめておくというようなことを私は強く要求しますとして、かつて経済企画庁長官並びに大臣あるいは局長通牒がどちらかで、それらの措置は私の要求するとおなりにとつたはずだと思うのです。その現状はどうなっていますか。

す。だからこれはどうしてもやっぱり
国土の総合開発という点からして、基礎
になる国土の調査法に基づくところ
の区分ですね、こういう点をまずやつ
て、そうしてそれがあとで質問します
が、国土の総合的開発はどういう関
連方を持つのか。その前提になるもの
が今回あなたが提案されております國
土調査法に基づく促進法、こういうこ

割しかけておらぬじやないか。ならば今回はひとつ第三条の分だけは全部やろうぢやないかということになつたならば、話はわかるのですけれども、水のほうだけお除きになつたといふことがどうもちよとまだふに落ちなしない点があるのですが。

○衆議院議員(相川勝六君)　いや、こ
もうとめでござりますが、決してそれ

す。今まで國土調査法制定以来十年たつて いる。しかし實際の実効は上がつておらぬと思うのです。今回の促進特別措置法では、今のような進み方で全部やるには百年かかるというが、私は千年かかると思う。そんなことであつてはならないわけです。しかし、ここでこういう國土調査促進特別措置法などの法律案が出たことについて

○田中一君 御承知のように、現在特定地域の基本調査をやっております。しかし先年登記法の改正によって、これが職権登記というのですか、自動的に調査の結果というものは総理大臣の認証を得てそのまま土地台帳に登記されるということになります。その際にも論議したのですが、むろん現在の国

○政府委員(曾田忠君)　ただいまのお説まことにごらうともございまして、先生のお話のとおり、経済企画庁いたしまして、また自治省いたしまして、一つの市町村の全体の区域の国士調査が終わらなければ固定資産税等の変更をしてはいけない、という通知を出しておるわけでございます。

○田中一君　その一つの区域というの

○衆議院議員(相川勝六君)　お説この通りになりますが、もうともござりますね。やはり國土総合開発からいえば水資源というものは最も重要なものですござりますから、これを除いて総合開発というものはできません。だが從来も水調査はできてないのですよ、國土調査では。地籍調査のほうがわざかごく一部できただけで、そこでそれまでを國土調査法でやればいいんでございますけれども、

は関心ないわけじゃないのであります
て、今度経済企画庁も総合開発局のほかに水資源局というか、そういう新しいものがでましてこの水資源の調査開発について非常に力を入れてやることになっております。それから先刻申し上げたとおり水資源の調査といいますと、だいぶ長くかかるのでございます。何年もかかる。それで年中調査しておかなければわかりませんし、多少あれは進行が違うですから、そち

は、大臣どうお考えになりますか。
あなたの横つらをぱつとはされたような
気がなさるのでですか、それとも、あなた
たは熱意があるけれども、なかなか財
政当局が聞かぬものだからこうなって
いるのだと、こういうことなのか、あ
るいは、こういうものがなくて、次年
度からはこの精神を体して十分にやる
のだというお考えに立つののか、この点
ひとつ御答弁願いたいと思います。

士といふものは大体において政局からも
ら出してもらつてゐる資料を見ても、
山林関係で三五%くらい、それから耕地
地、農地においては大体一〇%以上の
繩延びは当然あるものなんです。宅地
でも一割ぐらいはござります。今まで
基本調査をし、総理大臣が認証した物
件でそういう事態にあるのです。した
がつて法律によるところの政府の事業
に対する協力というものを行なつた者
が、自動的に税金を余分に取られると

○政府委員(葛田忠君) 先ほど申し上げましたように、企画庁あるいは自治省といったましましては、一つの市町村単位を考えておりまして、その当該市町村の全部の区域の国土調査が終わるまでは、前の土地台帳によつて課税するというふうな方針をとつて実施してお

類に対するところの調査から実施か
ら、そこまで責任を持たしてやるとい
うようなことにやつてみたら、一体ど
うなんだろう。そして、ついでだから
この場合つけ加えてしましますなら
ば、現在の経済企画庁というものは、
今のようなこんなわざらわしい事業も
やってみたい、計画もやってみたい、
全くこんな、あっちひっばられ、こっ
ちひっばられるような中心のないよう
なふうに疑われる姿でなくして、もつ
と世界情勢を詳しく見ながら、あわせ
て事態の推移というか進展、変化と、
こういうものに日本の国家行政、政治
をマツチせしめていくというような大
きな問題をつかんで、かくかくあるべ
きだというところにすわっていくよう
な、こういう姿に変えなければ、これ
はさっぱりどうにもならぬと思うので
すが、こういうことに對してどういう
御意見を持たれるか、経済企画庁長官
は時間がおありにならないようですか
ら先に。

るなものがその総合調整の結果として、企画庁に持ち込まれるということが多いのでありますと、私どもは、今ちょうどお話をようやく、企画庁といふものはもう少し純粋な、直接行政に関与しない経済諸般の問題について十分な材料を集め、調査もし、検討もして、そして日本の経済を誤らしめない方向に持っていくような役所として活動するのが、私は企画庁本来の使命だと思います。

そこで、なぜそういうことになったかと申し上げますと、やはり今日のようないろいろな政治、行政、経済、各方面におきます種々な拡大発展の過程におきまして、旧来の行政機構というものは必ずしも現状に即したような行政機構になつておらぬところに、こういうふうな、最後には何か企画庁が締めくくりをして、しかも縮めくくつたということのために、企画庁がそういう仕事をしなければならない、そういうことになるかと思います。そこで私もといたしましても、現在行政管理庁が主導者になつて七人委員会ができております。これらのものが行政制度の全般にわたつて、今日の実態に即するような方針のもとに、各方面の有力な方々を集めて、しかも少數精銳主義で行政機関全般の検討を開始しておられますので、そういう意味合いにおきまして、十分これら行政機関といふものに対して、しかもそれは総合的に行政を運営するのに適当な新しい行政機関を作つていただきよう御検討を十分に願つて、その成果を期待したい、こう思つております。

相川さんの党のことについて御意見をお伺つておきたい。特にこの際あなた方に申し上げたいのは、さつきもいろいろ内村さんあたりから指摘されたように、一体この国土調査を早く調査せしめるというねらいは、あくまで国士紳発なのですね。その中にいつでもわかつてゐるような水資源の問題を除いていくといふようなことはできない、その理由はよくわかりました。ですけれども、そのことすらちぐはぐだと思うのです。わけても卒直に申し上げますならば、自民党單一の政権である今日の政府においてですら、各省間がいろいろな点において必ずしも一致しないでおるという、これはもうどう隠しても、天下周知の事実なのです。しかも、それぞれのところで、いろいろななんとか審議会とかなんとか調査会といふものを各省がいろいろ委嘱付託をしてやらしておりますけれども、その委員たちの考え方というものも、いろいろな私どもの審議の上に必要な場合に、参考人になつてもらつて意見をお聞きとしても、全く天と地と違うような意見すら取つておるのであります。実際問題として、ところが究極において、それをどこをどう取り上げたのか。それはもう聞き放しで、形式的にやつたといふだけのことで何らの効果も上げていらない、目的を達していない、という面があまりに多過ぎてしまつて、こう考へておられるわけです。一向中心がない、骨が入っていない。いわんや今後、いい悪いは別として、当たる当たりぬは別として、こういうことでいたならば、しまいには今日の自民党の单一政権というのではなくして、いろいろ政党がたくさんになつて、まあ小

党派が集まって連合政府ができるようないともきめられないと考えているわけなのです。よその国のようくにクーデター等によつてやる場合は別ですけれども、日本にはそういうことを許すべきではないのですから、やはりよかれ悪しかれ民主主義の上に立つてこれはしなければならないという大きな方向があるわけなのでして、そういうことを考えてみますと、そううた各党のいわゆる連立内閣というものはできるだらうと、そうなつていきますと、なおさらさつき申し上げたような各省間における意見の不一致といふようなもの、あるいはいろいろな種々審議会調査会等における委員たちの考え方の違ひというものがあるだらう、こうなつてみると、懸念される問題は、せっかく国民が要望しておる、あるいは日本がそくなつていかなければならぬことがわかりきつて、ながら、現実において百年たつても五百年たつても実を結ばないという結果に陥つていく。これはまじめに考へてもらわなければならぬ。そういう場合に処する道は何かといふと、さつき申し上げたようなたとえば国土省なら国土省という、これが一切の責任をもつてきべきやつっていく。いろいろなその他の各省の行き方がどうあるうちも、そこは一つの事柄をするのに最後まで責任をもつっていくという姿にしない限りにおいては、これはどうにもならないと考えるわけなんですが、それに対する卒直な御意見を承りたい。

○衆議院議員(相川勝六君) ただいまお示しのとおりといふことは満足で

きない。このたび提案しました[国土調査]はざくばらんに申しますと、経済企画院でこれをやっているのがいいのかどうかという問題になつてくると思う。これは企画官庁ですからね、どんな調査を実施していかなければならない。そうすれば、御承知のとおり、国土省というような総合的なものが将来必要じゃないか、そういうことを考える。そこで附帯決議にもありましたのはそういうところをうたっておりまます。将来そこまで……そこで、この法案をひとつお通し下さいれば、法案の精神を生かすためには、統いてそういう方面についてもまた努力していかなければ、この法案の目的は達せられない。今の御説しごく賛成でござります。そのとおりでございます。

○田上松衛君 けつこうです。

○委員長(大河原一次君) 他に御質疑はないませんか。——他に御質疑はないでござりますから、質疑は終了したとの認め、これより本案について討論を行ないます。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、さいますから、討論は終局したものと認め、これより本案についての採決を行ないます。

国土調査促進特別措置法案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願いまして。なお、本案の審査報告書につき

ましては委員長に御一任を願います。
本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆)(予備審査のための付託は四月二十日)

四月二十六日委員会に左の案件を付託された。

一、国土調査促進特別措置法案(衆)(予備審査のための付託は四月十三日)